全体財務書類における注記

1 重要な会計方針

⑴ 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産･････････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの･･･････････再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産･････････････････････････････････原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

⑵ 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券･････････････････････････償却原価法（定額法）

ただし、一部の連結対象会計においては、利息法によっています。

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定。）

ただし、一部の連結対象会計においては、総平均法によっています。

イ 市場価格のないもの･･･････････････････････取得原価（又は償却原価法（定額法））

ただし、一部の連結対象会計においては、利息法によっています。

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

ただし、一部の連結対象会計においては、総平均法によっています。

イ 市場価格のないもの･･････････････････････出資金額

⑶ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料、商品等･････････個別法による原価法

② 販売用土地･････････････地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第4条第2項各号に掲げる方法

⑷ 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）････････定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 　１３年～５０年

工作物 　８年～６０年

物品 　　３年～１５年

ただし、一部の連結対象会計については定率法によっています。

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

･･･････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

⑸ 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象会計においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

ただし、一部の連結対象会計においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑹ 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、３か月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。ただし、一般会計等においては、歳計現金等の保管方法として規定した預金等としています）。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

⑺ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象会計については、税抜方式によっています。

⑻ 連結対象会計の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が３か月を超えない連結対象会計については当該連結対象会計の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。また、決算日と連結決算日との差異が３か月を超える連結対象会計については仮決算を行っています。

2 重要な会計方針の変更等　なし

3 重要な後発事象　なし

4 偶発債務

⑴ 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っているものはありません。

⑵ 係争中の訴訟等　なし

5 追加情報

⑴ 連結対象会計

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会計名 | 区分 | 連結の方法 | 比例連結割合 |
| 工業団地造成事業特別会計 | 特別会計 | 全部連結 | ― |
| 住宅団地造成事業特別会計 | 特別会計 | 全部連結 | ― |
| 後期高齢者医療特別会計 | 特別会計 | 全部連結 | ― |
| 国民健康保険特別会計（事業勘定） | 特別会計 | 全部連結 | ― |
| 国民健康保険特別会計（診療施設勘定） | 特別会計 | 全部連結 | ― |
| 介護保険特別会計 | 特別会計 | 全部連結 | ― |
| 水道事業会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ― |

連結の方法は次のとおりです。

① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成29年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限ります。）については、連結対象会計の対象外としています。したがって、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されない場合があります。

下水道施設事業特別会計 地方債残高 　１，００１，０３７千円

他会計繰入金 　　１０９，５２２千円

　 農業集落排水処理事業特別会計 地方債残高　　　　６９５，６１１千円

　　　　　　　　　　　　　他会計繰入金　　　　７８，８０５千円

　 個別排水処理事業特別会計 地方債残高　　　　１５３，５８８千円

　　　　　　　　　　　　　他会計繰入金　　　　２２，０６０千円

　 簡易水道等事業特別会計 地方債残高　　　　１９７，５２８千円

　　　　　　　　　　　　　他会計繰入金　　　　３７，５２８千円

⑵ 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

⑶ 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑷ 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

令和２年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

 令和２年３月３１日時点における売却可能資産はありません。